

# 事例問題から考える憲法

松本和彦

2018年5月発売 / 258頁 / 本体2200円+税  
A5判 / 並製



編集  
担当者  
から

あなたは憲法の専門家です。さっそく相談者がやってきました。相談者は、充実した福祉を求める市民か、研究活動を妨げられた科学者か、はたまた新たな政策を企画する政府関係者か、いずれにせよ、自分の主張を補強するような意見がほしいと思っています。それでは、あなたの持つ条文・判例・学説の知識を駆使して、彼ら・彼女らに有利な憲法論を示してください——。これが本書の30の設問の基本的なスタイルです。そして設問に続く解説でも、相談者の要望に応えるための憲法論を示すというスタンスをとりました。解説は、「三十者三十様」の相談者のために試行錯誤する、著者自身の思考プロセスでもあります。

このようなスタイルの設問と解説は、いわば「裁判官の目線」から事案を含む憲法上の問題点を指摘させる従来の憲法演習とは一味違うのではないのでしょうか。すでに憲法の演習問題はたくさん解いてきた、という人もチャレンジのしがいのある演習書だと思います。(OM)

Point!



条文・判例の解釈だけでなく、事実をいかに憲法論に取り込むかにも注目してください。

01 設問

インターネット選挙運動の規制

公職選挙法（以下、「公選法」という）は政治活動と選挙運動を区別し、後者に対して厳しい規制を加えている。公職の候補者、政党その他の政治団体、その他の第三者には事前の選挙運動が禁じられ（公選法129条）、かつ法定外の文書送付の頒布及び掲示が禁じられ（公選法142条・143条）、さらに禁止を免れる行為をすることも禁じられている（公選法146条1項・201条の13第1項2号）。同じ行為はインターネット（以下、「ネット」という）を用いて行う場合も禁じられる。しかし、ネット上の選挙運動まで一律に禁止することが問題視された結果、平成25年4月に公選法が改正され、ネット選挙運動の解禁に至った。改正公選法は、ウェブサイト等を利用した選挙運動用文書送付の頒布について、条件つきながら解禁した（公選法142条の3第1項）。ところが、電子メールを利用する選挙運動用文書送付の頒布は公職の候補者と政党等にしか許されず（公選法142条の4第1項）、一般有権者には禁止のままとされた（公選法142条）。なぜなら、電子メールの送信は匿名性が高く、送信先やなりすましに悪用しやすい上、複雑な送信先規制が課されているため、一般有権者が偽装・公権権停止の要き目に遭うおそれが高いからであるという。

Xは一般有権者として、参議院議員通常選挙の候補者Aの選挙運動用電子メールを受信していたが、メールの内容に感銘を受けたため、他の人にも知らせたいと思い、複数の知人にそのメールを転送した。ところが、この転送が公選法違反に問われ、違法な選挙運動用文書送付の頒布の罪（公選法243条1項3号）で起訴された。しかし、フェイスブック等のSNSを利用して候補者の情報を拡散することは、ウェブサイト等を利用した選挙運動用文書送付の頒布として一般有権者にも許されるのに、選挙運動用

電子メールの送信だけが候補者と政党等に限定されていることにXは納得できない。自らの刑事裁判で公選法の違憲性を争いたいと考え、Xから憲法論についてアドバイスを求められたら、どのように助言すればよいだろうか。

①選挙運動の権利  
②間接的付随的規制  
③選挙運動ルール論  
④権利の譲渡と制度の論議

松井茂記「インターネット上の選挙運動の解禁と表現の自由」法政88巻7号（2013年）76頁  
 曾我部成典「インターネット選挙運動の解禁」法セ708号（2014年）8頁  
 小倉一志「選挙運動におけるインターネットの利用」憲法問題25号（2014年）42頁  
 滝沢肇道「インターネット選挙運動の解禁と公職選挙法」情報ネットワーク・ローレビュー13巻2号（2011年）57頁  
 滝沢肇道「インターネット選挙運動と公職選挙法」選挙研究30巻2号（2014年）75頁